

(書式 1 - 2 - 2 - 1)

船舶遭難者遺言の標準遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）は、〇〇船舶株式会社所有の〇〇丸に乗船し、〇〇海を航海中、台風のため遭難し、死亡の危急に迫ったので、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時同船内において、後記の証人 2 人の立会のもとで、口頭で次のとおり遺言した。

- 1 妻〇〇〇〇に、遺言者の有する不動産と預貯金のすべてを相続させる。
- 2 長男〇〇〇〇に、遺言者の有する株式のすべてを相続させる。

証人は、遺言者の遺言を同船舶内において筆記し、署名、押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

証人      〇   〇   〇   〇      印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

証人      〇   〇   〇   〇      印

## 解説

船舶の遭難と死亡の危急が重なっている状態のときに、この遺言をすることができる（民法第979条第1項）。

この方式の遺言も家庭裁判所の確認（民法第979条第3項）と検認（民法第1004条第1項）が必要である。また、遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになった時から6箇月生存するときは、効力を失う（民法第983条）。

